

4日目（6月5日）

第2回福生市議会定例会会議録（第9号）

平成21年6月5日福生市議会議場に第2回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一郎君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	大野 聡君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	原島 貞夫君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企画財政 部 長	田中 益雄君	企画財政部 参 事	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部 長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子ども 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	小峯 勝君	会 管 理 者	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
-------------	--------	--------------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第2回福生市議会定例会議事日程(4日目)

開議日時 6月5日(金) 午前10時

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 議案第34号 | 福生市基本構想(第4期)の制定について |
| 日程第3 | 議案第42号 | 福生市基本構想審議会条例を廃止する条例 |
| 日程第4 | 議案第35号 | 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第37号 | 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第36号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第38号 | 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第39号 | 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第40号 | 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第41号 | 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第43号 | 平成21年度福生市一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第44号 | 訴えの提起について |
| 日程第13 | 議案第45号 | 訴えの提起について |
| 日程第14 | 議案第46号 | 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について |
| 日程第15 | 議案第47号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について |
| 日程第16 | 陳情第21-5号 | 福生市議会議場に日の丸の掲揚をしないことを求める陳情書 |

午前10時 開議

○議長（大野聰君） ただいまから平成21年第2回福生市議会定例会4日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（大野聰君） 本日の議事運営につきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告を申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては、昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり、議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしく願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） これより日程に入ります。

日程第1、3日目に引き続き一般質問を行います。

まず、8番、奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君質問席着席）

○8番（奥富喜一君） それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきたいと思いますが、その前に議長にお願いしたいのですが、発言中、パネルを1枚ほど、新聞見開きほどの大きさですが、提示をさせていただきますので、御了解をお願いしたいと思うのですが。

○議長（大野聰君） 了解いたしました。

○8番（奥富喜一君） それでは、一般質問をさせていただきます。

最後ですので、ほかの議員の方と同じようなことも聞いてダブるところもありますが、お聞きいただきたいと思います。

大きく分けて、6件についてお聞かせください。まず1点目として、米軍基地についてです。（1）として、航空総隊司令部移駐に伴う工事の進捗状況について。工事の進捗状況の概略をお聞かせください。また、基礎打設工事等が現在行われているようですが、残土搬出終了後の車両台数はどのような状況となっているのか。また、交通の状況や苦情等についての概略をお聞かせください。

（2）として、工事図面等の開示が示された核問題について。「横田基地の撤去を求める西多摩の会」では、自衛隊航空総隊司令部の横田基地移駐に伴う横田基地で進められている工事について、北関東防衛局に対し平成21年1月29日付けで、建築計

画概要書及び横田基地庁舎新建築その他工事の工事図面、各階の平面図、立面図、配置図、矩形図、断面図の情報開示請求をいたしました。その結果、4月16日付けで、開示文書が送付されてきました。これを見て会の世話役の皆さんが驚きました。新聞紙見開きの大きさA1版用紙の図面20枚は、図面部分がすべて真っ黒に塗り潰しになっていました。これが、見ていただきたいためにベニヤ板で裏打ちを施したものです。株式会社、なんとか設計という形で書いてあって、横田基地(19)、庁舎新建築その他工事、庁舎等地下2階平面図、200分の1となっていますが、それ以外真っ黒で全く見えません。昔の軍部のような感じですが、図面を開示すると、施設の防御能力が推察され、防衛省、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせる恐れがあるとして、法第5条第3号に該当し、A1サイズの図面について、全面不開示の決定をしています。

しかし、「おそれがある」というだけで、不開示にする相当の理由を明らかにしているとは言えません。不開示の領域を不当に拡大する法第5条第3号の拡大解釈であり、法第1条の趣旨に反した、行き過ぎたものでありますので、横田基地の撤去を求める西多摩の会は、早速、行政不服審査請求書を送ることといたしました。国民に秘密にしてミサイル防衛の軍事施設、周辺住民は生き残れない戦争の施設をつくることは、憲法第9条を持つ、国の国民として、許し難いことです。

一方、被爆者と日本の核兵器をなくそうと願う人々の60年間にわたる、人類を滅ぼす核兵器をなくそうとの訴えは、米国民の心をとらえて、米国大統領として、初めて核兵器を使用した唯一の核保有国として、米国には行動すべき、道義的責任があると決意した大統領を誕生させるところまでの巨大な変化を起こしました。

危険な米軍横田基地を抱えた福生市として、市民の命と財産を守る最善の策は、核戦争を絶対に起こさせないこと。起こさせるような原因を可能な限り少なくする方向を模索することと言えます。核兵器廃絶国民平和大行進が、ことしも全国11幹線コースを中心に網の目行進をいたします。前市長は都合がつけば激励の参加をいたしますと答えられ、ついに一度も参加されることはありませんでしたが、ことしは5月6日、水曜日北海道礼文島から枝分かれコースが、ここ福生の地を7月17日金曜日に通過いたします。福生市役所前に12時から12時10分まで休憩し、福生公園に向けて行進します。この行進の激励に市長みずから参加することについてお聞かせください。

(3) 在日米軍人ら公務外犯罪83%は不起訴について。イラク開戦5年、死者100万人、難民も500万人、米兵の死者は4000人、負傷者は3万人近くに達しています。帰還兵の自殺は、一般市民の2.5倍から4倍、PTSD(心的外傷ストレス障害)など、精神面での障害に悩まされている人の割合も高く、米国の大きな社会問題となりつつあります。こうした不安定な精神状況になりがちな、米軍人による犯罪が日本において多発しています。一方で、2001年から2008年の8年間の法務省資料をもとにした集計によると、公務外で犯罪を起こした在日米軍人ら3829人のうち、83%に当たる3184人が不起訴になっていることがわかりました。

殺人や強盗など、逃れようのない凶悪犯罪については、起訴率が7割台となっておりますが、公務執行妨害、詐欺、横領はすべてが起訴率ゼロ%となっております。日本の場合、公務執行妨害が65%、詐欺76%ですから、起訴率が大きくかけ離れていることがわかります。日本国内の強制わいせつ、強姦の起訴率は59%ですが、米軍関係者の場合、強制わいせつ約11%、強姦約26%の起訴率にとどまっています。このほか窃盗が7%、住居侵入約18%という低水準です。これは日本側に第1次裁判権がある場合でも、著しく重要な事件を除いて、裁判権を放棄するとの密約が存在しているからです。福生市の現状を今後こうした米軍人等による犯罪から市民をどう守っていくのか。福生市民の被害状況等は、現状どのようになっているかをお聞かせください。

(4)として、事件・事故等で新たな情報はるか。前回も聞いておるところですが、1月20日午後6時半ごろ、米軍横田基地内にある国防財務会計事務所から出火の火災原因、最終報告の状況等をお聞かせください。また、3月27日福生警察署と374保安部隊との合同訓練が行われたようですが、その状況についてもお聞かせください。

次に、2点目として、新型インフルエンザについて。(1)新型インフルエンザと米軍横田基地という二重の危険から市民をどう守っていくのか。今回の国の対応はどうだったか、今後についてどのように求めていくのか。今回の東京都の対応はどうだったのか、今後についてどのように求めていくのか。また、横田基地の基地外居住米兵と家族は約600名いるわけですが、米軍指定の小学校、中学校、高校等の在学状況は、どの程度となっているのか。送迎などの状況はどのようになっているか。感染防止などについて、どのように取り組んでいるのかをお聞かせください。

また、日本人居住区域に出る際の検疫について、日本並みの検疫体制を厳格に守らせること。日本人検疫官の立ち会いなど求めることなどが求められます。検疫基準と方法、対象人数等について、定規的な報告を受けるなどについてお聞かせください。福生市の対応状況、今後についてはどのようにしていくのか。こういった点をお聞かせいただきたいと思います。

(2)として、福生病院等の医療機関、保健所、保健センターの連携について。

新型インフルエンザに対する公立福生病院、開業医等の医療連携については、どのようになっているのかをお聞かせください。また、保健センター、保健所等と市民との利用関係について、市民に対しての対策、御案内、周知徹底、この間と今後の取り組みの状況等についてもお聞かせください。

(3)国民健康保険証の資格証発行者の新型インフルエンザ受診対策について。

厚生労働省の指導との関係についてどのような対応状況か、大阪府堺市などの例に倣うべきと私は思いますが、どのような対応策でいくのか。

3点目として、八王子小児病院など都立の3小児病院の廃止について。私自身には遠い過去の記憶で子どもの発熱等あわてた経験がむしろなつかしく思い出されるところですが、今現在、小児を抱えている家庭では、頼りになる小児専門の医療機関が近

くにあるかないかは、大変重要な関心事であります。私どもでいうなら、孫という新たな要素と考える時期になってきました。ことし3月の東京都議会で、八王子、清瀬、梅ヶ丘の都立3小児病院を廃止し、府中の病院に統合する条例が自民、公明によって強行されました。未来を担う子どもたちを産み育てることを深刻な不安と危険にさらす、こんな政治は根本から正されなくてはなりません。そこで、福生市民との関係でまずお聞きしておきますが、福生市民に影響はほとんどないと考えてよいのか。また、現状の利用状況などについてお聞かせください。

4点目、福祉バス及び市内循環バスについて。他の議員も聞いておられるところですが、市民の皆様の関心が特に高いところでもありますので、お聞きします。①として、福祉バス利用登録及び運行の状況について。②福祉バス試行の見通しについて。③アンケートなどではどのような希望が出されているかについて。④逆方向から走らせることによる運行間隔の充実について。⑤市内循環バスの取り組みについて。福祉バス及び市内循環バスについて、この5点についてお聞かせください。

(5) 中小商工業の経営支援等について。今回の大変思い切った改善は、この厳しい時期に、中小商工業の経営者支援について、必要十分とは言えないまでも、具体策もさることながら、精神的支援も大きなものと言えらると思います。そこで、以下4点についてお聞かせください。

(1) 融資限度額拡大、利子補給拡大等の支援策の活用状況について。前年同期比較での申し込み件数、融資申込み額、それぞれの伸長状況。利子の本人負担についての軽減状況についても具体的にお聞かせください。新制度での、融資限度額までの申し込み状況についても、お聞かせください。

(2) 中小企業緊急雇用安定助成金の周知徹底のトラック状況について。前回指摘したところですが、その後、周知徹底等の努力をされた状況、利用状況についてお聞かせください。

(3) 公共工事前払い金制度の活用状況について、実施して余りたっていないので、件数はそんなに出ていないかと思いますが、厳しい経営環境の中、現金仕入れによるコスト削減効果、取引環境の悪化による現金取引の増加への対応として、資金繰りに大きく貢献するものとして、歓迎される制度改善であるわけですが、どのような利用状況かをお聞かせください。

(4) 市内建設業者及び業者団体との災害時、応援協定締結の拡大状況について。前回御提案したのですが、まだあまり時間の経過もたっておりませんから、経過報告程度かと思いますが、取り組み状況をお聞かせください。

6点目として、30人学級などの少人数学級実施について。

(1) 東京都だけ少人数学級を実施しない異常について。多くの市民がどの子も大切に教育をと願っています。30人学級実現都民集会には、江戸川区で長年教育長やっていたらっしゃった方も参加をして、行政は物的条件を整える人的条件を整えることが仕事ですと、発言をし、30人学級を実現するために力を尽くすことが、私の仕事と決意を述べられました。東京都市長会と、市の教育長会は、21年度予算要望

の重点要望として、40人未満学級編成の計画的実施を求め、その説明の中では、東京都を除くすべての都道府県において、40人未満学級の取り組みが行われ、東京都だけが実施していないことを指摘しています。これはことし始まったことではなくて、毎年の要望にもなっています。

これに対して、東京都教育委員会は、生活集団としての教育効果を考えた場合、児童生徒が集団の中で互いに切磋琢磨し、社会的適応能力をはぐくむため、学級には1定の規模が必要である。基礎学力の向上に配慮して、きめ細かな指導を行っていくためには、教科等の特性に応じた多様な集団を編成できる少人数指導が有効である。40人学級を引き続き堅持、維持すると、10年一律のお答えを繰り返しています。このことについて、福生市はどのような考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

(2) なぜ40人学級に東京都教育委員会は固執するのか。40人学級は国の標準なわけです。しかし、国も40人にはこだわっていません。文科省は、小学校低学年は生活集団と学習集団を一体として、少人数化を図ることが効果的だから、35人学級などの少人数学級編制が可能な職員配置をすべきだ、こういう立場です。一度は、少人数学級が可能となる第8次教職員定数改善計画をつくって概算要求をいたしました。経済体制諮問会議の圧力で、総人件費削減というまさに財政問題で見送られたわけです。このことは、文部科学白書にも書いてあり、国が少人数学級に踏み出さないのは、財政問題だということは明確です。

都も教育にお金をかけたくないという姿勢は、この間の教育予算を見れば明白です。都の教育庁予算は、石原知事が就任した99年からどんどん減っています。1999年度予算と今年度予算を比べてみますと、約398億円も減らしています。もちろん文化だとか多局に行った部分は除いて、398億円の減額です。最初のころは子どもの数が減ったといって、教員を減らしました。ここ数年は子どもの数はふえています。東京都全体ではどんどんふえています。教職員定数は、小中学校の専科の教員などの配置基準を今度は引き下げて、さらに減らしてきました。とても子どもたちに教育を大切にしようという姿勢ではありません。そこで、なぜ40人学級に東京都教育委員会は固執するのかについて、福生市としての見解をお聞きしたいと思います。

以上大きく6点についてお聞かせください。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) おはようございます。奥富議員の御質問にお答えいたします。

米軍基地についての1点目、航空総隊司令部移駐に伴う工事の進捗状況につきましては、後ほど担当部長から答弁をさせていただきます。

初めに、2点目の平和運動でございますが、言うまでもなく、世界の恒久平和は、全人類の切実な願いでございます。そこで、福生市議会では、昭和45年に平和都市宣言を行い、福生市といたしましても、毎年平和の集いや平和に関する講演、あるいは、パネル展などの平和祈念事業を実施してきております。また、多くの団体が、平和運動に取り組んでおられますことは、承知をしておりますし、その運動に対しまして、敬意を表するものでございます。ですから、市役所に来訪された際には、時間が

許す限りお会いしたいと考えております。

次に、3点目でございますが、軍人等の市内での犯罪件数と検挙率につきましては、福生警察署に確認をいたしました。特に、軍人だけの件数はつかんでいないとのことでした。なお、犯罪防止に向けた取り組みといたしますと、毎年、5市1町で構成する横田基地周辺市町基地対策連絡会で、横田基地などに対して行っている総合要請の中で、要請を行っておりますし、再発防止に向けた要請なども行っております。今後も軍人等による交通事故や、犯罪を防止するとともに、基地内における迷惑行為を行わないよう引き続き要請等を行ってまいります。

次に、4点目の事件・事故等で、新たな情報があるかについてでございます。まず、1月に起きた横田基地内での火災の関係でございますが、第374空輸航空団のペピック副司令官によりますと、火災に関する最終報告書は、在日米軍司令部から日本政府へ提供されることになっているが、いつ提供されるかは未定である。火災の原因については、国防財務会計日本事務所内の壁のコンセントから火災が発生し、室内の壁の内側に広がり、最終的には、壁から天井に急速に燃え広がってしまった。室内にはスプリンクラーも設置されていたが、壁の内側から天井に燃え広がったため、ほとんど機能しなかったようだと報告を受けております。

次に、福生警察署と第374空輸航空団の保安部隊との合同訓練につきましては、基地広報部によりますと、本年3月27日に、セキュリティーに関する合同訓練を実施したが、基地の外に影響を及ぼすこともなく、また、セキュリティー上の訓練のため、特に、周辺自治体には連絡をしていないとのことでした。

次に、新型インフルエンザについての1点目、横田基地関連から申し上げます。今回の新型インフルエンザに関しましては、横田基地だけの問題ではなく、国は日米間の政府レベルの問題であるととらえております。そのため、基本的な情報の流れは、横田基地から在日米軍司令部、在日米大使館、そこから外務省へと情報が伝達されましたので、福生市に情報が届くまでに、相当の時間がかかってしまいました。ただ基地を抱える周辺の自治体にとっては、特に速やかな情報提供を強く望むことは、当然のことです。そこで少なくとも、基地周辺自治体には、速やかな情報提供がされるよう、情報伝達の見直しも含め、外務省や米側などに対し要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、東京都の対応でございますが、今回の新型インフルエンザに関しましても、東京都と5市1町で構成する横田基地に関する東京都と周辺市長連絡協議会などと連携し、要請を行っております。また、情報提供につきましても、従来の連絡体制は、東京都から5市1町の幹事市に連絡が入り、そこから、他団体に連絡が入るという流れになっております。ただし今回は、特に緊急を要したこともあり、外務省などからの情報は、東京都から5市1町に同時に送られております。今後も基地に関するさまざまな課題解決に向け、連携を深めてまいりたいと考えております。

なお、米軍指定の在学状況につきましては、教育委員会から答弁いたします。

次に、基地から出る際の検疫の有無でございます。基地広報部からは、特に行って

はいないと聞いておりますが、外務省などからの情報によりますと、米側は日本側からとっている措置と、同様の措置をとり、適時、適切に強化してきているとのことでございます。さらに、米軍施設から入国する者に対しては、追跡調査を行い、健康状態の確認なども行っていると聞いております。

次に、横田基地内での日本人検疫官の立ち会いについてでございます。横田基地における検疫は、平成8年の人、動物及び植物の検疫に関する合同委員会合意での規定に基づき、合衆国軍隊の実施する検疫手続の適用を受けることとなっておりますので、日本側が現地で確認することにはなっておりません。また、外務省などからの回答では、米側は日本側がとっている措置と同様の措置を適切に行っているとのことでございます。そのため、日本側の立ち会いに関しましては、日米間の外交上の問題や、実際、日本と同様の措置を講じているとの外務省からの情報もありますので、あえて市から日本人検疫官の立ち会いなどの申し入れを行う予定は現時点ではございません。次に、福生市の対応状況、今後につきましては、既に何人かの議員からの御質問に対し答弁しておりますので、要点だけ申し上げます。

横田基地に対しましては、これまでも東京都5市1町などで、速やかな情報提供などの要請を行ってまいりました。また市のホームページや、テレモ自治体情報などを利用いたしまして、市民の方々に適宜情報提供を行ってまいりました。今後も市民の皆様が少しでも安心できるよう、具体的な防護対策などについて、東京都と5市1町とも連携を図る中で、速やかな情報提供を要請してまいります。

次に2点目の、福生病院等の医療機関、保健所、保健センターの連携についてでございます。まず、福生病院開業医等の医療連携につきましては、平成20年3月に、東京都により策定された新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業実施要綱に基づき、西多摩医師会、西多摩薬剤師会、西多摩公立4病院、西多摩圏域の8市町村、東京都西多摩保健所による西多摩健康危機管理対策協議会、発熱センター、発熱外来部会を開催し、保健所からの情報提供、発生段階に応じた関係機関の流れや、蔓延期発熱外来について、協議連携を図っております。

次に、保健センター、保健所等と、市民の方との利用関係につきましては、市民の皆様に対しての対策として、保健所等の発熱相談センターや、国の相談窓口等の連絡先を福生市ホームページ及び、テレモ自治体情報に掲載し、市内公共施設にも同様の内容を掲示しております。また、外国人についても、4カ国語でのチラシにより周知に努めております。また、5月15日号、6月1日号の広報にも新型インフルエンザの対応窓口の御案内や対策、予防法を掲載したところでございます。さらに、市民の皆様への不安を取り除くためにも、緊急を要する情報につきましては、同じく福生市ホームページ及びテレモ自治体情報に掲載し、周知を図っております。また、5月3日から6日の連休中は、市民の皆様からの問い合わせに答えるために、市役所と保健センターに、部長職及び関係課長、並びに健康課職員を配置し、5月10日以降の日曜日についても、保健センターに職員を配置いたしまして、問い合わせ等の窓口を設置いたしました。なお、6月以降の日曜日等の対応につきましても、当分の間、継続

してまいりたいと考えております。今後につきましても、各関係機関と連携を図りまして、情報収集に努めるとともに、国、東京都の決定事項に準じて、対応してまいりたいと存じます。

次に、3点目の国民健康保険証の資格証発行者の新型インフルエンザ受診対策についてでございます。国内での新型インフルエンザの拡大を受けて、発熱症状等新型インフルエンザの発病の疑いがある場合には、発熱相談センターに相談の上、発熱外来の受診を行うこととなります。この場合、国民健康保険被保険者資格証明証を交付されている国民健康保険の被保険者について、受診前に市町村の窓口で納付相談や、保険料の納付のために訪れることは、感染拡大を防止する必要性から、避ける必要がございます。国民健康保険の被保険者が、資格証明書を提示した場合、当該月の療養については、資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うよう、厚生労働省が都道府県等に示しております。

このことを受け東京都では、平成21年5月20日付けで、対象となる発熱外来を設置する保健医療機関、及び発熱外来において、交付された処方せんに基づき、療養の給付を行う保険薬局、あわせて市担当部課等に対し、被保険者資格証明書の取り扱いについて、周知を徹底するよう通知しております。また、市の対応策につきましても、対象者が少ないことから、発熱外来を設置する保健医療機関等との情報交換を密接に行うことにより、遺漏なく対応してまいります。

次に、八王子小児病院など都立の3小児病院の問題についてでございますが、東京都は、平成13年12月に都立病院改革マスタープランを発表いたしました。内容につきましては、小児の専門病院、小児精神の専門病院として機能してきた清瀬小児病院、八王子小児病院、小児精神科専門の梅ヶ丘病院の3病院を統合し、東京都における高度・専門的な医療を提供する小児総合医療センターを整備いたそうとするものでございます。小児総合医療センターは、平成22年3月に、府中市にオープンする予定となっております。また、この統合までは、現病院での医療体制は、継続することとなっております。

そこで、八王子小児病院が統合されることに伴い、福生市民に影響はほとんどないと考えてよいか、また、現状の利用状況はとの質問でございます。東京都及び八王子小児病院に確認したところ、年間を通じた入院、外来患者の居住地統計はないが、年1回のワンデイ調査を実施しているとのことでした。これによりますと、平成19年10月17日の調査では、入院58人中、福生市民はゼロ、外来98人中、福生市民はゼロでございました。平成20年10月15日に実施した調査では、入院61人中、福生市民1人、外来109人中、福生市民は2人とのことでした。八王子小児病院の、平成19年度の年間利用状況につきましては、入院患者が2万5078人、外来患者数が2万6085人、救急患者数が7779人となっております。八王子小児病院が、府中の小児総合医療センターに統合されることに伴い、地理的要件による多少の影響があると思われますが、福生市民にとって大きな影響を及ぼすということは、考えにくいのではないかと考えております。

福祉バス及び市内循環バスについての御質問につきましては、福祉部長が答弁をいたします。

次に、「中小商工業の経営支援等について」でございますが、福生市内で事業を営んでいる、または市内にお住まいになっている中小企業者を側面的に支援するため、融資限度額の拡大、融資条件の緩和などを含めた融資制度の改正を、平成21年4月1日付けで行いました。この改正により、中小企業者の皆様が、より利用しやすい制度になったと考えております。なお、御質問の1点目から3点目の状況等につきましては、担当部長から答弁いたします。

次に4点目の、市内建設業者及び業者団体との災害時応援協定の締結の拡大状況についてでございます。大地震等などの大規模な災害が発生した場合、災害の復旧対策として、地元の建設関係業者の方々の力は必要不可欠でございます。市といたしましては、災害時の緊急対応として、建設関係業者との災害応援協定を考えております。ただいま、福生市商工会を通じ、建設部会の中で協力会のような組織での、応援協定の話を進めているところでございます。近隣市の状況も伺いながら、なるべく早い時期に、締結ができればと考えております。次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

以上で、奥富議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 奥富議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型インフルエンザに関しまして、横田基地内に在住する米軍人の子どもの本市小学校への在籍につきましてでございますが、5月1日現在、2人のお子さんとなっております。学校への送迎につきましては、一人は保護者が自家用車で学校まで送り、下校時は保護者が第5ゲートに出迎えるようにいたしており、もう一人は、登下校ともに第5ゲートまで保護者が付き添っている状況でございます。保護者と学校とは連日頻繁に連絡をとっておりまして、基地内での発生状況などいち早く掌握できるように、学校には逐一連絡、報告をしていただけるよう保護者にはお願いをいたしております。不測の事態に対しましては、このような対応ということになります。

次に、30人学級編制などの少人数指導の実施についてでございます。学校の児童生徒の学級編制の基準は、御案内のように小学校設置基準及び中学校設置基準によりまして、40人を超えないと規定をいたしているところであります。また、教職員の配置基準につきましては、公立義務教育の教職員定数の標準法によりまして、クラスによって定められております。御質問の30人以下学級の取り組みについてでございますが、教員の任命権は都道府県及び政令指定都市にございます。東京都の考え方は、議員御指摘のとおりでございます。それ以上の説明は私どもにはされておられません。

したがって、東京都において30人以下の学級の取り組みとしない限り、本市が独自に教員を採用することは、教員の選考や任用、雇用等にかかわります人事処遇面から見ましても、また、教室の確保等の物理的な面からいたしましても、その取り組みは困難であると考えているところでございます。議員に御指摘をいただきましたが、

私ども今後とも市長会や都市教育長会を通じて、教員の任命権者であります東京都教育委員会に要請をいたしますとともに、その動向について、注視をいたしてまいりたいと存じます。

かような状況ではございますが、福生市としては現下の与えられている条件の中で、すなわち、東京都の少人数指導や不登校対応などのための正規職員の加配措置について、引き続き、加配措置要請を進めるとともに、一方で、市独自の種々の学校支援のための人的配置など、努力をいたしてまいりたいと存じます。

以上、奥富議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、私から米軍横田基地についての１点目、航空総隊司令部移駐に伴う工事の進捗状況につきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

なお、この件につきましては、昨日小野沢議員の同様の質問に答弁させていただいておりますので、一部割愛させていただきますので、よろしくお願いします。

初めに、工事の進捗状況でございますが、庁舎棟などの建設に向け、今年の７月より、掘削工事を行ってまいりましたが、本年４月２４日に終了し、現在は、基礎工事が行われているところでございます。なお、掘削工事に伴う残土の搬出量は約２３万６０００立方メートル、排出台数は延べ約４万台とのことでございます。また、残土排出終了後の車両台数でございますが、生コンクリートの打設時には、１日約１００台程度とのことでございますが、通常は、資材搬入車両が１日１０台程度と聞いております。なお、基地へレーンにつきましては、残土搬出の際と同様に、基地内にはリサイクルセンター近くの第１８ゲートから入り、第５ゲートから出るというルートを通っているとのことでございますが、特に、現在まで建設工事に伴う苦情等は入っておりませんし、交通事故等の報告も北関東防衛局からは受けておりません。私からは以上でございます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、私からは福祉バス及び市内循環バスにつきまして、市長の補足答弁を申し上げます。

まず、１点目の福祉バスの利用登録及び運行状況でございますが、平成２１年４月末現在の利用登録者数は４１２２人で、引き続き高齢者の利用登録が多い状況でございます。また、乗車人数につきましては、同じく４月末で延べ６万６９４８人、１日当たり２３０人の利用となっております。

次に、２点目の福祉バス施行の見通しについてでございますが、さきに他の議員から同様の御質問をいただき、答弁を申し上げておりまして、重複を避けますが、現時点では内部で検討を行っているところでございまして、７月ごろには、運行の方針を決定していくこととしております。一定の結論を得ましたならば、議会に御報告し、御相談をさせていただきたいと存じます。

次に、３点目のアンケートなどではどのような希望が出されているかについてでございますが、このことにつきましては、運行の方針決定に向けた意向確認といたしまして、４月６日から４月３０日の間、福祉バス利用者や利用登録者を対象といたしま

して、アンケート調査を実施いたしました。１７９名の方に御回答をいただいております。

総体的に福祉バスの運行につきましては、感謝の声が多く寄せられたことから考えますと、概ね好評であるとの印象を受けております。なお、個別の個々の希望内容でございますが、主なものは、１コース所要時間の短縮、コース設定の見直し、駅周辺への乗り入れ、ノンステップバスの導入、下車時の押しボタン、電光表示、音声ガイドなどの設置がございました。

次に、４点目の逆方向から知らせることによる運行間隔の充実についてでございますが、現行の運行体制の中での変更は、極めて難しいものと考えておりますが、今後運行の方針化の中での課題とさせていただきたいと存じます。

次に、５点目の市内循環バスの取り組みについてでございますが、これまでも何度か御質問をいただきお答え申しておりますように、市内循環バスにつきましては、市内循環バス導入検討調査結果や、他市の実情などから、市内循環バスを走らせることは、大変困難であるという認識は変わってございません。こうしたことを踏まえまして、昨年５月から高齢者、障害者などの交通弱者対策として、福祉バスの試行運行を開始したわけでございます。したがいまして、現時点では福祉バスの本格実施の検討を含めて、福祉バスの試行運行に努めることが大事であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○生活環境部長（森田秀司君） 私からは、５項目目の中小商工業者の商工業の経営支援等についての市長の補足答弁をさせていただきます。

まず、御質問の１点目、支援策の活用状況についてでございます。融資制度の改正後の４月からの申し込み状況を申し上げますと、５月２０日現在で全体といたしまして４６件、申し込み額２億６５２８万３０００円でございます。前年同期と比較をいたしますと、申し込み件数で４０件、融資申込額で、２億４６１８万３０００円と大幅にふえております。なお、新制度での融資限度額までの申し込み状況は、限度額１０００万円の運転資金で１５件、限度額１２００万円までの設備資金で１件でございました。また、利子の本人負担につきましても、中小企業振興資金においては、昨年度の１％から０．６２５％へと軽減し、また、小口零細企業資金では１％を０．４２５％と、これまでの半分以下となる軽減を図ったところでございます。

２点目の、中小企業緊急雇用安定助成金の周知徹底の努力状況ということでございます。この制度は、ハローワークが実施している事業でございますけれども、市内の中小企業の方にも非常に関係する事業であるとの認識をしておりまして、４月１５日号の広報で制度の趣旨及び問い合わせ先を周知いたしましたところでございます。なお、市が直接関係してないことから、利用状況等つかみにくかったため、ハローワーク青梅に確認をいたしましたところ、非常に申し込みが多いとのことでした。特に、ハローワークの中でも、青梅は多いそうでございます。今後も中小企業者への周知に努めてまいりたいと考えております。

以上で、補足答弁とさせていただきます。

○総務部長（野崎隆晴君） 続きまして、公共工事前払い金制度の活用状況について、市長の補足答弁をさせていただきます。

本制度につきましては、本年2月に前払いの対象とする事業について、これまでは、工事の場合は契約金額が1000万円以上、工期は2カ月以上、また設計などの委託事業は契約金額を300万円以上、委託期間を2カ月以上といたしておりましたが、これを工事及び委託の契約金額ともに50万円以上といたしました。また、期間についての条件は撤廃をしたところでございます。さらに、工事の前払い金に加えて、契約金額の20%を途中で支払えるよう改正をいたしまして、中小企業者の支援を図ったところでございます。

御質問の4月5月の実績でございますが、前払いの対象となる工事は17件ありましたが、実際に、本制度を利用した工事は3件でございます。また、委託事業は対象となるものが5件で、そのうち3件が本制度を利用しておりまして、合計で6件について、前払い金を支払ったところでございます。

今後の見通しでございますが、本制度の対象事業を契約金額で50万円以上に拡大をしたことに伴いまして、前払い金の制度を活用する事業者はふえると考えておりまして、先ほど、申し上げさせていただきました6件のうち4件が制度の拡大に伴う工事等でありまして、本制度の改正に伴い新たに4件の工事等が本制度を活用できるようになったものでございます。

なお、事業者への本制度の周知につきましては、ホームページに掲載して周知を図るとともに、競争入札の指名通知書にも前払い金制度の対象事業であることを明記し、本制度の周知の徹底を図っているところでございます。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 御答弁ありがとうございました。それでは通告どおり、再質問以降1問1答方式でさせていただきます。

まず1点目として、米軍基地についてです。航空総隊司令部移駐に伴う工事の進捗状況について。基地内で、託児所の建設が行われると聞いておりますが、その内容をお聞かせください。

2点目として、平成18年の日米合同委員会合意の中に、たしか1万平方メートルの建物の整備というものがございましたが、それはどういう内容か、またその後どのように工事等が実施されているのかをお聞かせください。

3点目として、建設工事のスケジュールはどのようになっていますか、お聞かせください。以上、3点についてお願いいたします。

○企画財政部長（田中益雄君） 総隊司令部関係の移駐の再質問に答弁させていただきます。

1点目の基地内の託児所の建設の関係でございます。託児所建設につきましては、航空自衛隊航空総隊司令部の移駐に伴い、既存の託児所を西住宅に移転するもので、工期は平成21年3月10日から平成22年2月28日までで、鉄筋コンクリート造り一階、延べ面積は約2400平方メートルと聞いております。

次に、平成18年の日米合同委員会合意の中での1万平方メートルの建物の整備と

の関係でございますけれども、1万平方メートルの日米合同委員会合意につきましては、平成18年12月14日の合同委員会合意事案のことだと存じます。その内容は、同年5月18日に、横田基地の管理棟建設や三沢基地の家族住宅の設計など、17の整備計画が日米合同委員会において承認されておりますが、そのうち、横田基地内の管理棟の整備計画に関して、合同委員会の下部組織であります日米施設整備移設部会の勧告を受けたので、合同委員会の承認を求めるという内容であると聞いております。

また、この建物は、航空貨物ターミナルとのことでございますが、既存の建物は、昭和30年代に建設され、老朽化が進んでいるため建て替えるものであると、今年度末には工事が終了する予定だと聞いております。

3点目の建設工事のスケジュールの関係でございますけれども、総隊司令部庁舎棟などにつきましては、現在、掘削工事が終了し、基礎工事が行われているとのことでございます。今後、一般的には、躯体工事、内装工事、外構工事と進んでいくと思われれますが、具体的な工程につきましては、さまざまな条件で変わってくるため、明快には回答できないと、北関東防衛局からは、返事をいただいております。私からは以上でございます。

○8番（奥富喜一君） わかりました。多分、同じ託児所というのは、平成20年度の工事で7億幾らというのがあるんで、それかなと。2点目は、多分管理棟が3件ほど平成20年度で出ていますので、それだろうかなというふうな推測をいたします。了解いたしました。

次に、(2)の工事図面等の開示が示した核問題について。「この運動に対し敬意を表するものでありますので、市役所に来訪された際には、時間の許す限りお会いしたいと考えております」とのお答えでした。前市長のようにリップサービスで終わらないようお願いしたいと思います。

次に移りまして、(3)の在日米軍人ら公務外犯罪83%は不起訴について。ちょっと休憩してください。

○議長（大野聰君） 暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

~~~~~

午前10時56分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き会議を開きます。

それでは、午前11時5分まで休憩といたします。

午前10時56分 休憩

~~~~~

午前11時5分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（奥富喜一君） 先ほどは失礼いたしました。(3)として、在日米軍人ら公務外犯罪83%は不起訴について。

一つ目に、福生警察署では、軍人だけの犯罪件数は、つかんでいないということで

すが、米軍人の犯罪件数について、福生市内での件数がわからないとすれば、例えば都内などの別のデータを知りたいのですが、何かわかるものがありましたらお聞かせください。

二つ目として、軍人等が加害者である交通事故などの被害者に対して市はどう対応するかについて、お聞かせください。以上、2点お願いいたします。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、2点ほど答弁させていただきます。米軍人の犯罪件数についてでございますけれども、都内などを別のデータを知りたいということでございます。

東京都が隔年で、在日米軍に関する情報を冊子にしておりますが、その中で、警視庁から提供された情報として、東京都内における米軍人による刑法犯検挙件数などが載っております。データが古く申しわけございませんが、件数を申し上げますと、平成18年は粗暴犯が1件、その他2件で合計3件、17年度は粗暴犯が1件、窃盗犯1件、その他1件の計3件となっております。なお、犯罪件数につきましては、把握してございませんので、よろしくお願いいたします。

次に、米軍人等が加害者である交通事故の関係でございますけれども、福生市では、交通事故相談を毎月行っております。また、米軍人などが加害者である交通事故に対しては、福生市内にございます防衛省の横田防衛事務所が補償業務を行っており、相談窓口にもなっておりますので、もし問い合わせがございましたならば、そちらを御紹介させていただいております。

なお、毎年5市1町で構成する横田基地周辺市町基地対策連絡会で、横田基地に対して行っている総合要請の中でも、交通事故防止などに向けた要請等を行っているところでございます。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 平成18年は粗暴犯1件、その他に2件で合計3件、平成17年度は粗暴犯1件、窃盗犯1件、その他1件の計3件とのことでした。

また、横田防衛事務所が補償業務を行っていった、相談窓口にもなっているということで、了解いたしました。

米軍人の公務上、公務外と分けて、米軍人が加害者である件数がわかたら示していただけないでしょうか。

○企画財政部長（田中益雄君） 米軍人が加害者である件数の関係でございますけれども、都内での件数ということで申し上げさせていただきますが、北関東防衛局に確認したところ、日米地位協定第18条、これは、米軍人の公務上あるいは公務外の事故の請求権などを規定した条項であります、この第18条に関連して把握している件数を申し上げます。まず、都内での平成18年度の公務上の交通事故は13件、公務外が112件となっております。また、19年度は公務上が14件、公務外が88件と聞いております。

なお、平成20年度につきましては、防衛省本省が、まだ件数を確定していないということでございますので、そういうことで、件数がちょっと出ておりませんので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。請求権、実際に事故がある程度確定したものということで、18条かと思いますが、都内で平成18年度は公務上の交通事故13件、公務外が112件と。19年度が14件の88件ということで、20年度はわからない、まだ集計されていないということで了解いたしました。

次に、事件・事故等で新たな情報はあるかの点で、東京消防庁に協定10条に基づき、速やかに提出することという、前回こういう消防協定というものがありますが、この求めた件、話すということでしたが、そこら辺はどういうふうになっておるか、お聞かせください。

○総務部長（野崎隆晴君） 東京消防庁と米空軍第374空輸団との消防相互応援協定第10条に基づく報告についてでございますけれども、この件につきましては東京消防庁に確認をいたしましたところ、横田基地側からの報告があった旨の回答を得ております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） わかりました。あったということで、詳しい情報はぜひ基地対や次回のときにお聞きかせいただきたいと思います。

横田基地について、横田基地の撤去を求める西多摩の会を中心に、フレンドシップパーク公園で、危険な米軍基地の撤去を求め、座り込み行動が、4月19日、5月17日と取り組まれ、今後、第3日曜日定期開催する予定ですが、粘り強く運動の拡大を図っていききたいとの決意を報告いたしまして、最初の米軍基地について終わりたいと思います。

次に、2点目として、新型インフルエンザについて移りたいと思います。（1）新型インフルエンザと米軍横田基地という二重の危険から市民をどう守っていくのかという点で、1点目、新型インフルエンザの関係で、日本と同様な措置をとということです、具体的にお聞かせください。

2点目として、今回の経験をいい教材として、今後、強毒性のインフルエンザが発生した場合など、どうしていくべきか検討しておく必要があるのではないのでしょうか。その点、どのようなことを考えておられるか、お聞かせください。

それから3点目として、基地があることによってほかのまちより危険であるから、市民の方に対する予防策などの周知徹底をいままで以上に図る必要があるのではないかという点の考えをお聞かせいただきたいと思います。以上、3点お願いいたします。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、3点について答弁をさせていただきます。

最初に、日本と同様の措置がとられているが、具体的にどういうことかということでございますけれども、外務省などによりますと、米側は、入国するすべての者に対する質問票の配布やサーモグラフィによる発熱監視を行っているそうでございます。当然、A型インフルエンザの陽性反応が認められたものに対しては、治療のため、医療施設に隔離するなどの措置を講じ、また日本人従業員などが、新型インフルエンザに対して適切な予防策を確実にを行うための教育や情報提供を行っているとのことでございます。

次に、2点目と3点目につきましては、関連がございますので、一括して答えさせ

ていただきます。新型インフルエンザに関する状況は、日々変化しております。そこで、市といたしましても、さまざまな想定をしながら、情報収集に努めております。また、国や東京都からの決定事項や、東京都の新型インフルエンザ対応マニュアルに準じて対応しておりますが、今後、市職員におきましても、BCP、事業継続計画のことですが、これの策定を視野に入れながら、市民の方に対して予防策などの情報を適格に配信し、安心した市民生活が送れるよう努めてまいります。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） わかりました。小野沢議員も質問の中で指摘したことですけれども、北関東防衛局や直接米軍基地に日本の検疫官を立ち会わせろというふうに言うか、それとも、それができないなら、せめて福生市の担当官に、実態を目視だけでもさせろと、要求を突きつけてみるというような考えはあるのかなのか、そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

○企画財政部長（田中益雄君） インフルエンザの関係で、基地内の日本の検疫官の立ち合わせということでございますが、これにつきましては、昨日も答弁させていただきましたけれども、かなり難しい状況でございます。基地は基地として、きちっと検疫をしているという状況でございますので、それを信頼するしかないかなと思っております。

担当者の実態の目視でございますけれども、どの程度できるか、その状況の中で職員がどこまで立ち入れるかという問題も、ちょっと調整してみないと、現時点ではつきり答えられませんので、御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○8番（奥富喜一君） ぜひ、目視だけでもさせろというのを今からでも、それなりのルートをつくっていただきまして、現実にもそういう重大な事態に至ったというような展開があるようなときには、そういう形での対応もしていただくように要望しておきたいと思います。

次に移りまして、(2)の福生病院等の医療機関、保健所、保健センターの連携についてお聞きします。都庁の夜間の問い合わせ状況、また東京都発熱相談センター、西多摩保健所ですが、それと、福生市の保健センター、部長なども交代で、日曜日まで出ていただくという大変な事態ですが、そこら辺の状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、東京都の発熱相談センターにおける電話相談件数ということで、お答えをさせていただきたいと存じます。若干、集計の時点がそれぞれ異なりますが、御理解をいただきたいと存じます。

まず、東京都発熱相談センターでございますが、この6月3日現在で7万1099件、西多摩保健所の発熱相談センターでは、5月28日現在で1100件、そして、当市の保健センター、これ市役所も含みますが、6月2日現在で72件といった相談件数あるいは問い合わせ件数という状況になってございます。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 発熱センター7万1099件というのは、パンクというかす

ごい量かと思うのですが、東京都全体ですから、そこら辺の体制で、パンクとかそういう状況がなかったのかもお聞きしたいと思います。西多摩保健所も1100件ですから、これも1件当たり簡単に済むものはあったとしても、結構大変だったんじゃないかというふうに想像するところですが、そこら辺の状況もお聞かせいただきたいのと、一般の開業医の方の協力で、西多摩医療圏で登録されているのは何件ぐらいあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長（星野恭一郎君） 東京都発熱相談センターの相談件数が多いということですが、確かに確認をいたしておるわけではございませんが、相談件数が多くなってきたということで、電話回線との増設といったようなところはお聞きをいたしております。

それと、西多摩圏域8市町村の発熱外来医療機関の登録状況ということでございますが、これにつきましては、他の議員にも答弁申し上げましたが、5月22日現在で病院6カ所、診療料27カ所、計33カ所となっております。このうち福生市では、病院3カ所、診療所7カ所、計10カ所という状況でございます。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） わかりました。ありがとうございます。大変ですが、一応かなり落ち着いてきたわけでして、今後、またさらに、悪性化するときに備えて、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

次の3件目、国民健康保険証の資格証発行者の新型インフルエンザ受診対策についてお聞きしたいと思います。当市では、資格証発行者が少ないので、個別対応可能ということで、それでもよいのかと思いますが、関連して、ちょうどお聞きしている中で、生活保護者についての対応はどのようになっていますのでしょうか。原則は、医療証を福祉課の窓口に来て発行を求めることになるわけですが、これでは、同じ趣旨から問題があるわけで、どのように対応するのかをお聞かせください。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、生活保護受給者の対応でございますが、生活保護受給者が医療機関を受診する場合、原則といたしまして、事前に担当窓口で申請をしていただきまして、診療依頼書の交付を受けて受診をいたすことになっております。しかしながら、夜間や休日等市役所の開所時間外に急病等発生した場合は、直接医療機関を受診し、後日、御本人から電話や来庁等により、受診報告をいただきまして、いわゆる医療券発行等の対応をいたしております。

したがいまして、新型インフルエンザ受診の対応といたしましても、これら急病と同様の対応とし、ただし感染防止等の観点から、受給者等が受診報告の際に、来庁ということは考えられませんので、原則電話あるいはまたは郵送による医療機関と医療圏の送付等をさせていただくというふうに今のところ考えております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。もし、悪性のインフルエンザということになると大変なことで、生活保護の受給者相当多いですから、そのときは、特別また体制も考えていただくということで、3件目としての、八王子小児病院など都立の3小児病院の廃止について、お聞きしたいと思います。

福生病院では、周辺市町の利用状況等情報を把握しているというのが、私福生病院の議員でしたからわかっておりますが、八王子の小児病院では、年間通じた入院外来患者の居住地統計はないということです。年1回のワンデー調査を実施していて、平成19年10月17日水曜日の調査では、入院58人中、福生市民はゼロ、外来98人中福生市民はゼロとのことのお答えです。また、平成20年10月15日の水曜日に実施した調査でも、入院61人中福生市民1人、外来109人中福生市民は2人とのことで、福生市民にとって、大きな影響を及ぼすことは考えにくいのではないかと思います。いるとのことですが、直接的影響は少ないということかもしれません。

しかし、小児の専門病院にかかるケースは、重篤なケース、重症なケースが多いわけで、利用が少ないとはいえ、何人かの小児が罹患している事実が、今のお答えにもあるわけですから、遠隔地に統合されるというのは、理由はどうあれ問題です。八王子清瀬の小児病院と梅ヶ丘病院を廃止して、小児総合医療センターに移転統合する理由として、都財政が大変だという話ができなくなったため、最近では、医師不足だから、機能集約をする必要があるためと、言い換えを始めました。しかし、東京都知事がIOCに提出したオリンピックの立候補ファイルには、東京には医療体制や医療スタッフなどすべての面において、世界的にも最高水準の医療提供体制が整っている。医師が3万6000人、歯科医師が1万5000人、薬剤師が3万9000人おり、すぐれた人材が豊富にそろっていると書いてあります。すぐれた医療人材が豊富にそろっていて、医療体制や医療スタッフなど、すべての面において世界的にも最高水準の東京都であれば、すぐに小児総合医療センターの開設とともに、3つの小児病院を存続させることはできるはずなのですが、それはしない。八王子小児病院や清瀬小児病院が廃止されたら未熟児の命を救うNICUや1分1秒を争う小児救急に大きな穴があくことは明白です。

八王子小児病院を移転した場合、八王子の二つの中核病院に、NICUは、いつ整備されるのかを日本共産党の都議団が二つの中核病院に、話を伺いました。そうすると、東海大八王子病院では、NICUをいつになったらできるという話はできない。東海大学4病院で、NICUは伊勢原の本院にあるだけで、NICUの医師は2人しかいない。八王子にNICUをつくってほしいと言われても、医師がいない。東京医大八王子医療センターでも、NICUを開設するという具体的なめどはない。NICUは新宿の本院の機能を強化しなければならない。八王子に機能分散するということにはならないと言われたそうです。府中に小児総合医療センターを整備することで、NICUが9床ふえても、それでも多摩地域では、40から50床増設する必要があるとされています。ところが、八王子の中核病院はいずれも具体的な見通しが無いというのが実情です。医師不足など医療環境が厳しいときだからこそ、NICUや小児医療のような不採算の行政医療は、都立病院が担う必要があるわけです。しかも都立病院は機能集約だと言って、地域から撤退して、民間病院には地域のために機能分散をしてほしいというのは、東京都の余りにも虫のいい話で通る話ではありません。

東京医大八王子医療センターは、小児病院移転後の受け皿として、八王子市から小

児病床を6床ふやすよう要請されており、20年度着工、23年度開設予定の新病棟建設のときに、小児病床をふやしたり、診療スペースを広げることを考えてまいりました。ところが、その新病棟建設案では、医療収益が悪化しているときに認められないと、最近の法人理事会で否決をされてしまい、21年度着工は見送りとなりました。しかも、東京医大八王子医療センターは、夜間救急の診療スペースも目いっぱい、これ以上患者がふえると対応できない。都から医師が派遣された場合も、その医師が診療するスペースがないという現状にあります。こうした事実を市は把握されておられるのかどうか、この点についてお聞かせください。

○福祉部長（星野恭一郎君） 御指摘の点につきましては、市といたしましては把握してございません。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 把握されてないということで、福生市に直接余り影響はないという観点ですから、やむを得ない部分もあるかとは思いますが、この東京都のあり方、あくまで廃止先にありきで大事な子どもたちの命を一体どう考えているのか。東京都は今、医師不足が深刻だから、医療資源の有効活用のための統廃合だと言っていますが、そもそも石原都知事は、1999年の7月号の月刊誌文藝春秋に、医師がだぶついている。医師は既得権を守ろうとするだけで、さぼろうとしていると書いています。

こんな認識でつくられた統廃合計画で、母子保健院が真っ先に廃止され、大久保病院、多摩老人医療センター、荏原病院が公社に移管され、この4月から、さらに豊島病院の公社移管、老人医療センターの地方独立行政法人への移管が進められています。その上、今回の小児3病院廃止条例です。小児病院廃止条例案には、関係自体住民だけでなく、東京都全域から大きな批判が寄せられています。この切実な願いに、どうして答えないのか。オリンピックに使うお金はあるのに、どうして子供の命を守る都立病院に使わないのか。私は改めてこの場で、小児病院廃止条例の撤回を求めたいと思います。

当市では影響がないという認識の前提でありますので、詳細を御存じないのは、やむを得ないわけではありますが、今後は、市民からの問い合わせに的確に答える必要があるかと思しますので、十分に状況を把握され、対応に必要な情報を適格に市民に提供されることを要望いたしまして、八王子小児病院など都立の3小児病院の廃止についての質問を終わり、次に移ります。

4件目として、福祉バス及び市内循環バスについて。一つ目、福祉バス利用登録及び運行の状況について、順調に利用登録が増加しているようですが、特に4月に乳幼児・未就学児とその保護者がふえているのは、入園、入学時期等によるものかと思いますが、妊婦が4月についてゼロという数字が、会派の説明のときに配られておりますが、少し気になるところです。保健センターや病院等では、福祉バスの宣伝はどのような形で行っているのかをお聞かせください。

もう一つは、アンケートなどでは、どのような希望が出されているかについて。179名ものアンケートに対する反応があったということで、大変な成果だと思います。

福祉バスの運行について感謝の声が多く寄せられたことから考えますと、概ね好評であるとの印象を受けているとのことのお答えがありましたが、アンケートに対する反応の数が、そこを証明しております。そのとおりかと思えます。ノンステップバスの導入、下車時の押しボタン、電光表示、音声ガイドなどは、新しい車両ではぜひ実現していただきたい内容ですが、この点は、どのように今後考えておられるのでしょうか、お聞かせください。

4点目で聞いた、逆方向から走らせることによる運行間隔の充実について。1コース所要時間の短縮、コース設定の見直しは、1案としては、逆方向から走らせることにより、かなり効果的に実現が図られるものなので、ぜひ前向きに検討をお願いしておきます。これは要望のみにとどめます。

5点目にお聞きした、市内循環バスの取り組みについて。市内循環バスを走らせることは、大変困難であるという認識は変わっておりませんとのことですが、アンケートのお答えにもあるように、駅周辺の乗り入れの希望、現状では交通弱者対策のはずでありながら、福祉バスであるがゆえに、足が不自由な方に、駅から離れた乗降場所しか提供できない問題、牛浜駅のエレベーターが設置完了までの拝島駅、福生駅等をつなぐ足の不自由な方への課題の解決、他の自治体、例えばあきる野の「瀬音の湯」とか、羽村市の温浴施設などへの送迎の課題は、福祉バスでは無理であるとすれば、平行して市内循環バス、周辺市をも結ぶ、ハムランのような取り組みが求められているものと思われます。

また、当市の掲げるCO₂マイナス50%の視点から車社会からの脱却、自家用車からの脱却などのエコ対策の要請もあります。この面から、自転車利用とあわせ、総合的輸送対策の一つとして、市内循環バスのようなものが、これからは求められてくるわけですので、企画財政などを中心に、今後の課題として十分に検討していただきたいと思えます。これも要望にとどめておきますので、よろしく御検討ください。以上、2点についてお聞かせください。お願いします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、福祉バスにつきまして、2点答弁申し上げます。

まず、保健センター等のPRのお話ですが、保健センターを含めました利用登録受けの公共施設には、常時あのパンフレット等を備えてPRをさせていただいております。また、病院でございすけれども、特に福生病院につきましては、簡易ポスターではございますが、簡易ポスター、それから時刻表、こうしたものを病院内に掲示をさせていただいております、そういったことで、PRをさせていただいております。

そのほかでは、出前講座などもございますが、そうしたものを通じて、あるいは定例的な老人クラブの会長会であるとか、というところも活用させていただいております。

次に、ノンステップバスの導入等をどのように考えるかということでございます。御案内のように、この現行の車両が本年12月で使用終了となりますことから、新た

な車両が必要となってまいります。この車両の入れかえの際に、御指摘の点を含めて考えてまいりたいと思っております。もちろん経費的な面も当然考えなければならないだろうと思っておりますので、そのようなことで、御理解をいただければと思います。以上でございます。

○議長（大野聰君） 奥富議員、通告時間1時間半のうち残り4分でございますので、まだだいぶたくさん残っておりますので、御承知おきしていただいて、再質問をいただきたいと思います。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。ぜひ市民の声をよく聞いて、充実したバスを走らせていただくということをお願いいたしまして、教育の方は行かれないと思います。

5件目としての中小商工業の経営支援等について、これは要望すべて言わせていただきまして、締めたいと思います。

（1）の融資限度枠拡大、利子補給拡大等の支援策の活用状況について。利子の本人負担について、小口零細企業資金においては、昨年度の1%から0.425%へと軽減を図ることができたということです。新制度のスタートの4月からの申し込み状況が、5月20日現在での申し込み件数が全体で46件、融資申込金額2億6508万程度、申し込み件数で8倍近いまた、40件の増加、また融資金額で12倍近い2億4600万程度という大幅に増加ということで、厳しい経済環境の反映の部分も当然であります。かなり大胆な今回の施策が、中小商工業者のニーズに答えるものであったことが証明されたものと言えます。市長初め担当された方を、この件については大いに称賛したいと思います。まだまだ厳しい経済環境が続きますので、もう一段の改善が求められる局面も想定されるところです。今後、一層機敏に対応してくださるよう要望させていただきます。

2点目の中小企業緊急雇用安定助成金の周知徹底の努力状況について。ハローワークの実施の事業としながらも、早速4月15日の広報で制度の趣旨及び問い合わせ先の周知を図ってくださったとのことのお答えです。ハローワーク青梅でも非常に申し込みが多いということで、厳しい経済環境のもと、経営者の努力に頭が下がるとともに、このことで、幾ばくかの労働者の生活が守られることを喜びたいと思います。これも同じようなケースについて機敏に反応し、国だ都だと言わないで、可能な限り市民に中小商工業者に役立つ情報については、適切に広報、ホームページ等に生かして徹底を図ることを要望しておきます。

3点目の4、5月の実績だけで、公共工事前払い対象工事17件のうち、本制度3件を利用された。委託事業でも5件のうち3件が本制度を利用された。合計で6件の利用があったということです。これも大変すばらしい取り組み、市としても予算を伴わないで、逆にこういった業者の支援をしたということで、大胆なやり方、なかなか福生市も捨てたものではないと、こういった姿勢を今後も堅持して、ぜひさまざまな取り組み、頑張っていただきたいと思います。そのことを申しまして、しめさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大野聰君） 以上で一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第2、議案第34号、福生市基本構想（第4期）の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明をお願いします。

（副市長 坂本昭君登壇）

○副市長（坂本昭君） 御指名をいただきまして、議案第34号、福生市基本構想（第4期）の提案理由並びにその内容につきまして、御説明を申し上げます。

福生市のまちづくりと、そのまちづくりを円滑に進めるために、また、行財政の適正な執行を図りますため、これまでも第1期、第2期、第3期と総合計画を策定し、現在は、この第3期総合計画を推進しているところでございます。おかげさまで市議会を初め、市民の皆様の御理解と御協力をいただきまして、予定いたしました主要施策を着実に進めてくることができました。

さて、御案内のように第3期総合計画は、平成21年度をもちまして計画期間が満了となります。そこで、新たな社会環境の変化への対応や新たな市民要望への対応、あるいは、さまざまな新たな課題への対応を図りますために、市政40周年を迎えます平成22年度を初年度といたします新しい総合計画の策定をいたしたく、ここにその基本的な指針となる基本構想につきまして、地方自治法第2条第4項の規定に基づきまして、御提案を申し上げるものでございます。

なお、その概要につきましては、本会議資料として御配付いたしましたので、御参照いただければと存じます。（6月2日配付の本会議資料参照）

本日御提案いたしました基本構想案策定にあたり、新しい基本構想は、いかにあるべきかを御審議いただきますために、昨年6月に福生市基本構想審議会条例の御議決をいただき、14人の委員の皆様によります審議会を昨年8月に発足いたしました。審議過程では、公募市民により構成されました市民会議からの提言、「全員参加のハーモニー」を参考にし、本年3月までの間、8回にわたる御審議をいただき、途中、中間答申後のパブリックコメントを経て、市長に答申をいただきました。

市といたしましては、この答申を尊重し、あわせて議員各位の御意見や行政内部における検討を加えまして、基本構想案として提案いたすものでございます。

それでは、提案の内容につきまして御説明申し上げます。本案は全5章から構成されております。1ページをお開き願います。

第1章におきましては、福生市におけるまちづくりの課題と策定の趣旨について述べております。まず、「市の概要と総合計画の変遷」の項では、福生市は、交通網も鉄道、道路の利便性がよい都市化された環境にありながら、自然環境も残されており、また、市域の3分の1を横田基地が占めるという他の地域にはない利便性と特色を有するまちとして発展してきたことを述べております。そして、第1期から第3期までの総合計画の歩みを通して、その時々時代の背景による課題や街づくりの目標を述べております。

次に、2ページから4ページにわたりますが、「福生市を取り巻く時代環境と課題」の項では、地方分権の視点から、第2期に入った分権改革で、さらなる権限移譲のもと、議会、行政そして市民がそれぞれの役割を自立した主体として積極的に果たしていかなければならないことを述べております。また、少子高齢社会、環境問題、高度情報社会への対応が顕著な課題として出現してきたこと、そして、福生市も平成14年をピークに人口減少に転じ、少子高齢社会の人口構造になっていくことが予測され、それを課題とし、また立ち向かうまちづくりの必要性を述べ、ひと、まち、くらしの三つの視点から、今後の課題を述べております。

3ページでの人づくりの課題では、多様なニーズにこたえるため、これまで以上に市民と行政との連携を強め、協力して課題に対応する必要性と、まちを支える人づくりの重要性を述べ、市民活動への支援とまちづくりへの市民の自発的な参画意識の醸成の必要性を述べております。

まちづくりの課題では、基地の占有による都市計画上の阻害要因がありますが、交通の利便性や公共施設の充実した地域特性と残された自然環境など、地域資源を見つめ直し、福生市にふさわしい、活力があり、にぎわいのあるまちづくりの必要性を述べております。

4ページをお開きいただきたいと存じます。くらしづくりでの課題では、予測される人口構造の変化に不安なく対応するためには、人と人のつながりを大切にし、ともに助け合って安心した生活を送れるように市民間の連携、人に優しい、そして生活者の視点、これらを大切にし、住み続けたいと思えるくらしづくりの必要性を述べております。そして最後に、本構想の策定の趣旨を、これまでの成果を踏まえて、ひと、まち、くらしの視点から目標を定めて策定することを述べております。

続きまして、5ページ、6ページとなりますが、第2章でございます。この章では、「まちづくりの基本理念と都市象」を述べております。このうち、まちづくりの基本理念では、大きく「福生らしさ」、「市民とともに」という二つの基本理念に立ち、それぞれの項目立てをして述べております。

「福生らしさ」の項では、福生の発展の歴史的経過から、福生の個性、独自性、地域性にさらに磨きをかけて、都市を構成する3要素のひと、まち、くらし、それぞれに福生ならではの特色を求め、魅力あふれ、誇りを持ち、愛着のあるまちづくりを進めることを述べ、また、「市民とともに」の項では、変化が早く複雑化する時代環境の中で、個別化、多様化する市民ニーズに対応するため、市民と行政の強い連携で迅速に進めること、そしてそのためには、多くの市民が積極的にまちづくりに参加するとともに、すべての段階で市民と行政が責任と役割を分担し、市民が主役の考えをもとに、まちづくりを進めることを述べております。

次に、6ページになりますが、目指すべきまちの都市像として、この2つの基本理念をもとに、すべての市民が心から住んでよかった、住み続けたいと思えるよう、「このまちが好き、夢かなうまち福生」と設定したものでございます。

続きまして、7ページから8ページ、第3章でございます。この章は、第4期の基

本構想を策定するにあたりましての前提条件として、4点の指標を掲げております。

1点目は、目標年次でして、平成32年を基本構想の目標年次といたしております。

2点目は、対象区域でして、横田基地を含む福生市全域を対象区域といたしております。なお、横田基地につきましては、存在しないことが望ましいわけですが、返還が決定された場合は、新たな基本構想を策定するものとしたしまして、第3期同様、基地存在の現実を前提といたしております。

3点目は、将来推計でして、10年後の人口を外国人登録者を含めまして、5万6000人と推計いたしました。また、表の中の他の各項目につきましても、それぞれに推計をいたしております。

8ページになりますが、4点目は、土地利用でして、平成22年に改定が予定される福生市都市計画マスタープランも視野に入れながら市内をゾーン分類し、利便性を生かしつつ、自然の保全にも配慮した土地利用の配置を誘導することといたしております。

続きまして、9ページ第4章でございます。第2章で設定しましたまちづくりの基本理念と将来像の実現に向けて、「希望に満ちた明るい人づくり」から「市民と行政がともに進めるまちづくり」までの七つの項目をまちづくりの目標として設定をいたしました。今回の基本構想は、ひと、まち、くらしの三つの視点から目標を定めたことをさきに申し上げましたが、ひと、まち、くらしの三つの目標と、それぞれが重なり合う部分における4つの目標との合計で、七つの目標を設定させていただきました。

続きまして、第5章でございます。10ページから23ページにわたるこの章では、これまで申し上げました基本理念や第4章で設定しました七つのまちづくりの目標に基づき、今後基本計画等で展開する施策の大綱について述べたものでございます。

まず、10、11ページをお開き願います。「希望に満ちた明るいひとづくり」の項目では、希望に満ち、暮らすことに誇りと喜びを持つ市民が住むまちづくりを通して、希望に満ちた明るいひとづくりを目標と設定をいたしております。この目標達成のために3つの指針を策定し、施策の取り組みの方向を示しております。一つ目の指針は、「健やかに子どもが成長する教育環境向上」、二つ目には、「市民力を向上する学習環境の充実」、三つ目は、「地域を誇りに思う福生人のはぐくみ」でございます。

次に、12、13ページをお開き願います。「だれにもやさしい安全なまちづくり」の項目では、環境にやさしく、生活する市民へのやさしさを持ったまちづくりを通して、だれにもやさしい安全なまちづくりを目標と設定をいたしております。この目標達成のために、四つの指針を設定し、施策の取り組みの方向を示しております。一つ目の指針は、「人を優先するバリアフリーのまちの形成」、二つ目は、「長期的な視点に立った新たな都市骨格の形成」、三つ目は、「災害に強く安全なまちづくりの推進」、四つ目は、「利便性の高い生活空間の充実」でございます。

次に、14、15ページをお開き願います。「潤いのある豊かなくらしづくり」の項目では、快適な暮らしができる環境の創出を通して、潤いのある豊かなくらしづくりを目標として設定しております。この目標達成のため、三つの指針を設定し、施策の

取り組みの方向を示しております。一つ目の指針は、「ぬくもりとやさしさのある居住空間の確保」、二つ目は、「快適な生活環境の創出」、三つ目は、「潤いのある水と緑の保全と景観の創出」でございます。

次に16、17ページをお開き願います。「安心に満ちたまちづくり」の項目では、福祉関係施策の充実を図ることを通じ、安心に満ちたまちづくりを目標に設定いたしました。この目標達成のために、四つの指針を設定し、施策の取り組みの方向を示しております。一つ目の指針は、「健やかにくらせる安心なまちの確保」、二つ目は、「安心して子どもが育つまちの構築」、三つ目は、「人にやさしいノーマライゼーション社会の創出」、四つ目は、「人と人とのつながりを大切にするまちの形成」でございます。

続きまして、18、19ページをお開き願います「活力とにぎわいのあるまちづくり」の項目では、多くの人々が交流する活力とにぎわいのあるまちづくりを目標に設定し、この目標達成のために、ここでは四つの指針を設定し、施策の取り組みの方向を示しております。一つ目の指針は、「活力とにぎわいのある商業環境の形成」、二つ目は、「雇用を促進する地域産業の強化」、三つ目は、「都市農業の活性化」、四つ目は、「人と人とが行き交う交流環境の充実」でございます。

次に20、21ページをお開き願います。「ともに助け合うまちづくり」の項目では、地域住民が相互に連携し、助け合うことができるまちづくりを目標として設定しております。この目標達成のために、三つの指針を設定し、施策の取り組みの方向を示しております。一つ目の指針は、「市民が互いに助け合う自治力の強化」、二つ目は、「市民活動の促進」、三つ目は、「人と地域のつながりを強める交流の強化」でございます。

最後になりますが、22、23ページをお開き願います。「市民と行政がともに進めるまちづくり」の項目では、市民参画と健全な行政運営が、まちづくりに不可欠な要素として目標に設定いたしております。この目標達成のため、四つの指針を設定し、施策の取り組みの方向を示しております。一つ目の指針は、「市民参画の推進」、二つ目は、「自治力を高める行政運営の推進」、三つ目は、「行財政改革の推進」、四つ目は「広域的な行政運営の推進」でございます。

以上、大変簡略に申し述べましたが、福生市の新しい総合計画の指針となります第4期の福生市基本構想につきましの提案理由並びに説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定いただきますようお願いを申し上げます次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大野聰君） 以上で、提案の理由の説明は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について質疑を行います。

○8番（奥富喜一君） 基本構想の7ページには、「基本構想の対象区域は、福生全域

とします。ただし、横田基地については、ないことが望ましいもののその存在を前提としています。日本への返還が決定された場合には、新たな基本構想を策定するものとしします」。しかし、横田基地、この存在そのものが大きな障害として大きく立ちはだかっている現状の分析も載せるべきではなかったかというのが、私の考え方ですが、商工業の発展の阻害要因、わけても物流問題、またかたや、固定資産みあいの基地交付金は30%を割っている現状、従来からの騒音問題に加え、新たに軍事再編強化、ミサイル防衛という危険の増大、新型インフルエンザ問題など挙げたら切りがなくあります。この点が、上記のような表現だけで済ませてしまったことが大変残念なのですが、どのように考えているかお聞かせください。

○企画財政部参事（大越英世君） 横田基地に関する記述についての御質問にお答えいたします。

基本構想につきましては、あくまでもまちづくりの基本的な方向を示すものというふうにとらえております。また、横田基地につきましては、ないことが望ましいものの、その存在を前提とするというのが市の基本姿勢でございますので、そうしたことから、基本構想案の中の横田基地についての記述は、対象区域の項の文言のみとさせていただいております。

なお、基地対策としての項目につきましては、基本計画の中で対応していく予定でございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 私としては、横田基地の撤去に向けた方向性の検討も視野に入れた問題提起がやはり、福生の地域の3分の1という膨大な地域を占めているわけですし、この基本的なところに盛り込むべきだという考え方ですが、ぜひ具体的な計画のところで、考えていただくようお願いしておきます。

○議長（大野聡君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聡君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（大野聡君） 日程第3、議案第42号、福生市基本構想審議会条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部参事、大越英世君登壇）

○企画財政部参事（大越英世君） 御指名をいただきまして、議案第42号、福生市基本構想審議会条例を廃止する条例につきまして、提案理由並びに内容につきまして、御説明を申し上げます。

なお、例規集につきましては、昨年6月の条例制定のため登載されておられませんので、御了承をお願いします。

基本構想審議会の設置につきましては、昨年6月の市議会定例会におきまして、市議会条例を議決いただきましたことから、その後、委員の人選を進め、同年8月、学

識経験者1名と公募の方3名を含む市民等の代表13名の計14名の方に、委員の委嘱を行ったところでございます。審議会は延べ8回にわたり開催されまして、まちづくりの課題や基本理念と都市像、まちづくりの目標等について審議をいただきまして、途中、中間答申後のパブリックコメントを経て、去る3月16日に答申がまとめられ、同日答申をいただいたところでございます。

審議会の答申をいただいた後、市といたしましては、答申を尊重いたし、あわせて、議員各位の御意見や行政内部における検討を加えまして、原案を策定し、本定例会に議案として、御提案申し上げております。

このようなことから、第4期の基本構想を策定するにあたりまして、審議会は、所期の目的を達成することができましたので、ここに福生市基本構想審議会条例を廃止しようとするものでございます。なお、本条例の廃止は、公布の日からの施行とさせていただきます。

以上、議案第42号、福生市基本構想審議会条例を廃止する条例の提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第4、議案第35号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第35号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。例規集は508ページでございます。

提案理由でございますが、職員の勤務時間を改正し、休憩時間等の規定を整備するとともに、休息時間を廃止したいので、本条例の改正をお願いするものでございます。なお、今回の改正でございますが、平成20年、国の人事院の勧告並びに東京都人事委員会の勧告で、勤務時間は給与と同様に基本的な勤務条件であり、民間と均衡させることを基本といたしまして、給与改定とあわせて勤務時間の短縮の勧告が出されました。また、国の勧告の中で、勤務時間の短縮を図ることは家庭生活や地域活動の充実など、広く仕事と生活の調和、いわゆるワークライフバランスに寄与すること。また、東京都の勧告では、都内の民間事業者の調査では、平均所定労働時間が1日あた

り7時間40分、1週間当たり38時間27分であり、平成18年以降ほぼ同様の数字となっております。

このことから、職員の勤務環境の整備を図るために、職員の勤務時間について、国の勧告や職種別民間給与実態調査結果を踏まえ、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分とする勧告を行いました。市といたしましても、国及び東京都の勧告を受けまして改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、改正内容につきましては、御配付をしております本会議資料によりまして説明を申し上げたいと存じます。本会議資料、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表を御参照いただきたいと思います。(6月2日配付の本会議資料参照)

第2条第1項は、1週間の正規の勤務時間を40時間から38時間45分に改め、同条第2項中の短時間勤務職員につきましても、1週間の正規の勤務時間を「16時間から32時間の範囲」から「15時間30分から31時間の範囲」に改めるものでございます。

次の第3条第1項は、1日の正規の勤務時間を「8時間」から「7時間45分」に改めるものでございます。

第5条第1項は、職員の休憩時間でございますが、正規の勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間と規定しておりますが、各休憩時間の前に労働基準法と同様な表現の、「少なくとも」の文言を加えるものでございます。

第6条は、休息時間の規定をしておりますが、休息時間を廃止をするため、規定を削除するものでございます。

また、第8条第3項は、1日または半日、ただし、業務に支障がない場合には、1時間を単位の年次休暇の取得を規定しておりますが、半日単位の休暇の取得を廃止をいたしまして、「1日を単位とし、ただし業務に支障がない場合には1時間を単位に取得を与える」に改めるものでございます。次のページ裏面をお開き願います。

第8条の2は、短時間勤務職員の休暇日数を算定する規定でございますが、1日の勤務時間が8時間から7時間45分に改めますことから、1週間ごとの勤務日の日数、勤務時間の時間数が同一でない職員の休暇日数を算定する基礎となります4週間の勤務時間を160時間から155時間に、1週間の勤務時間40時間を38時間45分に改めまして、得られた時間数を8時間を1日として換算していたものを、7時間45分を1日として換算する旨の改正でございます。

なお、今回の改正によります開庁時間並びに職員の正規の勤務時間は、午前8時30分の始業から午後5時15分の終業まで従前との変更はございません。また、休憩時間につきましても、実質的に正午から午後1時までとなるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成21年7月1日から施行するものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で提案で理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第5、議案第37号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明をお願いします。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第37号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

提案理由でございますが、職員の勤務時間の改定に伴いまして関係する規定を整備したいので、本条例の改正をお願いするものでございます。例規集では、640ページでございます。

それでは、改正内容につきまして説明を申し上げます。本会議資料、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、新旧対照表を御参照申し上げます。（6月2日配付の本会議資料参照）

第14条第2項中は、先ほどの福生市の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例におきまして、職員の正規の勤務時間の改正をお願いしておりますことから、関連いたします第14条第2項中の短時間勤務職員の超過勤務手当の支給に関する勤務時間の合計を「8時間」から「7時間45分」に達するまでの時間に改めるものでございます。

次の第19条は職員の勤務1時間当たりの給与額の算出につきまして規定をしておりますが、年間の勤務時間を算出する基礎となります1日の勤務時間の「8時間」を「8」と数値であらわしているものを、1日の勤務時間が「7時間45分」に改めることから、「7.75」の数値に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成21年7月1日から施行するものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（大野聰君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~  
○議長（大野聰君） 日程第6、議案第36号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第36号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。例規集では610ページ以降の別表でございます。

提案理由でございますが、基本構想審議会委員を廃止をするとともに、報酬額を月額により規定をしております嘱託員の勤務時間を改めたいので本条例の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明を申し上げます。恐れ入りますが、本会議資料福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、新旧対照表を御参照お願い申し上げます。（6月2日配付の本会議資料参照）

基本構想審議会の報酬でございますが、これは先ほど議案第42号で提案理由等の説明がございましたとおり、福生市の基本構想の策定につきましての審議が終了したことに伴う廃止でございます。

次に、清掃用務嘱託員地域包括支援センター嘱託員、市立保育園保育士嘱託員、子ども家庭支援センター嘱託員、土木作業嘱託員、学校用務嘱託員、ふっさっ子の広場嘱託員、郷土資料室嘱託員、体育館嘱託員、公民館嘱託員は、月の勤務時間を正規の職員の160時間の8割勤務として、128時間と規定をしておりますことから、福生市職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例を上程させていただいておりますように、正規時間の1日の勤務時間を8時間から7時間45分に改めようとしておりますことから、正規の職員の月の勤務時間が150時間となっております。その時間数の8割勤務としておりますので、「128時間」を「124時間」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成21年7月1日から施行するものといたしまして、ただし別表第1の基本構想審議会委員の項を削る改正規定につきましては、公布の日から施行することといたしております。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（大野聰君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~  
○議長（大野聰君） 日程第7、議案第38号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 野島保代君登壇）

○市民部長（野島保代君） 指名をいただきましたので、議案第38号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正の内容について説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、平成21年度地方税法の一部を改正する法律につきましては、平成21年3月27日に可決、成立し、同年3月31日公布、4月1日施行となったところでございます。このことによりまして、急を要する部分につきましては、同年3月31日に福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分させていただき、また、平成21年第1回福生市議会臨時会におきましては、平成21年6月4日施行となります部分の条例改正につきまして、議決をいただいたところでございます。今回は、平成22年以降の施行日となりますその他の部分について、条例の一部改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容について説明申し上げます。例規集は935ページからでございます。なお、本会議資料といたしまして、資料1、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の主な内容について、及び資料2、福生市税賦課徴収条例の一部改正、新旧対照表を御配付をしておりますので、これらの資料によりまして説明をさせていただきます。（6月2日配付の本会議資料参照）

本会議資料1、改正条例の主な内容を中心に随時資料に新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

それでは、主な内容をごらんいただきます。初めに、附則第19条、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、新旧対照表は、1ページの上段になります。この条文は、都市等の長期譲渡所得に係る分離課税の規定でございますが、これに租税特別措置法第35条の2第1項の引用を追加するもので、内容といたしましては、個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までに取得した土地を5年以上保有し、譲渡した場合に1000万円の特別控除を適用するものでございます。

次に、附則第20条の2の2、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例、新旧対照表は、1ページの下段になります。これは、特定管理株式が価値を失った場合の課税の特例で、贈与等により取得した特定保有株式についても、この規定の対象に加えるものでございます。

この規定の内容でございますが、株式を売買するための証券口座には、一般口座と特定口座があり、特定口座につきましては、確定申告が不用、または簡易な方法での申告ができるものとされ、株式の売買の活性化、納税漏れの防止を目的とするものでございます。この特定口座内の株式が、上場株式に該当しなくなった場合、特定管理口座に移管され、特定管理株式となりますが、さらに、その株式が価値を失った場合

は、譲渡損失とみなすことができるとする規定で、贈与等により取得した特定保有株式も対象とするものでございます。

次に、附則第20条の3、新旧対照表は2ページの中段になります。これは、引用条文の項ずれによる改正でございます。

次に、附則第20条の4、新旧対照表は、2ページの下段から3ページにかけてでございます。これは、先物取引に係る雑所得等に対する分離課税の規定でございます。今回租税特別措置法の改正により、上場カバードワラントを譲渡した場合の譲渡所得等につきましても、分離課税の規定に加えられたため、譲渡所得の文言を追加いたすものでございます。なお、今回の改正による市民税への影響はほとんどないものと考えております。

最後になりますが、議案書の税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則では、施行期日、並びに経過措置を定めようとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第8、議案第39号、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 野島保代君登壇）

○市民部長（野島保代君） 指名をいただきましたので、議案第39号、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正の内容について説明申し上げます。

初めに提案理由でございますが、平成21年度地方税法等の改正に伴い、引用する規定を整備いたしたいので本条例を改正いたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明申し上げます。例規集は、1094ページからでございます。なお、本会議資料として、福生市都市計画税条例の一部改正新旧対照表を御配付しておりますので、これにより説明をさせていただきます。（6月2日配付の本会議資料参照）

新旧対照表の1ページをごらんください。初めに、附則第5項、及び第13項につきましては、文言の整理でございます。第14項は、引用先の条文削除と条ずれにより改正するものでございまして、内容の変更はございません。また、該当はないところでございます。

新旧対照表の２ページをごらんください。第１６項につきましても、引用先の法附則第１５条の項ずれにより改正となるものでございます。これにつきましても、影響はないところでございます。

最後になりますが、議案書の都市計画税条例の一部を改正する条例附則では施行期日として、この条例は、公布の日から施行すると定め、経過措置といたしまして、改正後の都市計画税条例の規定は、平成２１年度以後の都市計画税について適用し、平成２０年度分までの都市計画税については、従前の例によることといたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。まして説明とさせていただきます。

○議長（大野聡君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聡君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第３９号は、総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~

○議長（大野聡君） 日程第９、議案第４０号、福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（子ども家庭部長 町田正春君登壇）

○子ども家庭部長（町田正春君） 御指名をいただきましたので、議案第４０号、福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。なお、例規集は１５７６ページでございます。

初めに提案理由でございますが、現行の医療費助成制度では、医療費助成の範囲につきまして、保険適用の医療費総額の１００分の２０を控除した額を助成しておりますが、この医療費の助成の範囲を拡大し、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子育て支援に資するため、本条例を改正いたそうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、恐れ入ります本会議資料として御配付させていただいております福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。と存じます。（６月２日配付の本会議資料配付）

本条例の第６条は、医療費助成の範囲を規定しておりますが、新たに一部負担金相当額として規定するため、現行の第１項それぞれ河川部分になりますが、以下当該医療費という及び当該医療費の１００分の２０の額を控除した額を削りまして、「を除く」の次に、「以下対象者負担額という」から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を加え、規定の整備をいたそうとするものでございます。なお、別表の規定につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

次に、同条第2項は高額療養費が支給される場合の規定でございますが、第1項の改正により医療費の助成の範囲が明確になりますことから、現行の第2項を削除し、第3項中前2項を前項とし、同項を第2項に改めようとするものでございます。

次に第8条は、医療費の支払い方法の規定でございますが、見出し中の対象者負担額等を一部負担金相当額に改め、医療費の助成を受ける対象者が支払う額を河川部分の対象者負担額から別表に規定する一部負担金相当額に改めるとともに、下線部分の厚生労働省令に国民健康保険法及び社会保険法を加え、規定の整備をするともに、文言の整理をいたそうとするものでございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきたいと存じます。次に、附則の次に別表を加え、第6条及び第8条関係の一部負担金相当額を規定いたそうとするものでございます。上段は入院、調剤、治療用装具、及び訪問看護にかかる医療費でございますが、一部負担金相当額はゼロ円とし、下段の通院、1回当たりかかる医療費につきましては、一部負担金相当額を200円とし、欄外の備考では、通院1回当たりの対象負担額が200円に満たない場合は、その満たない額を一部負担金相当額とする旨の規定でございます。

次に、附則でございますが、第1項は施行期日で、本条例は、平成21年10月1日から施行いたそうとするものでございます。第2項は経過措置でございますが、施行日前に行われた療養にかかる医療費の助成につきましては、なお従前の例によるとしております。

以上、御審議賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（大野聡君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聡君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（大野聡君） 日程第10、議案第41号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 野島保代君登壇）

○市民部長（野島保代君） 御指名をいただきましたので、議案第41号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正の内容について説明申し上げます。

初めに提案理由でございますが、平成21年度地方税法等の改正に伴い、上場株式等に係る配当所得、及び譲渡損失の損益通算に係る課税の特例の追加など、所要の規定を整備したいので本条例を改正いたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明申し上げます。例規集は1932ページか

らでございます。なお、本会議資料として、福生市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表を御配付しておりますので、これにより説明させていただきます。(6月2日配付の本会議資料参照)

新旧対照表の1ページをごらんください。上段でございますが、福生市国民健康保険税条例附則に第3項、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例を新たに加えるものでございます。これは、上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税の選択が加わったことにより、これを選択した場合、国民健康保険税所得割額の算定に加えることとする規定の追加でございます。なお、この項の追加によりまして、第4項以降の項番号の繰り下げをしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、第4項、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例は、租税特別措置法第35条の2第1項の引用を追加するもので、内容といたしましては、個人が平成21年、22年中に取得した土地を5年以上保有し譲渡した場合に、1000万円の特別控除を適用するものでございます。

次に、2ページをごらんください。上段でございます第5項は、第4項の長期譲渡所得の規定を準用し、短期譲渡所得についても、国民健康保険税の課税の特例を規定するもので、第4項の改正に伴い、読みかえ規定を整備するものでございます。

次に、下段の第7項、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算、及び繰り越し控除にかかる国民健康保険税の課税の特例は、租税特別措置法第35条の2の6第11項、または、第15項の適用を受ける者を加えるもので、内容といたしましては、上場株式等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算の適用がある場合は、その適用後の金額とするものでございます。

次に、3ページ中段をごらんください。第10項先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、地方税法附則第35条の4第4項の改正により、先物取引に係る雑所得等の課税の特例に上場カバードワラントの譲渡所得等及び差金等の決済をした場合における雑所得等を加えるものでございます。なお、今回の改正による国民健康保険税への影響はほとんどないものと考えております。

最後になりますが、議案書の国民健康保険税条例の一部を改正する条例附則では、施行期日、並びに経過措置を定めようとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長(大野聰君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第41号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第11、議案第43号、平成21年度福生市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明をお願いします。

（企画財政部長、田中益雄君登壇）

○企画財政部長（田中益雄君） 御指名をいただきまして、議案第43号、平成21年度福生市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、国の平成20年度第2次補正予算の東京都経由の雇用対策事業に係る委託料の追加、及び学校適応指導員活用事業調査研究費の追加が主なものとなっております。

それでは、補正予算書に基づきまして、その内容を説明させていただきます。恐れ入りますが、予算書の1ページをお開きください。

まず、総則でございますが、第1条で既決予算に歳入歳出それぞれ1608万8000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を203億7008万8000円と定めようとするものでございます。

また、2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によることといたしております。

それでは、内容でございますが、恐れ入りますが、2ページ、3ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正につきまして説明申し上げます。

まず、歳入についてでございます。第15款、都支出金は、1532万円の追加でございます。このうち第2項、都補助金は500万円の追加でございます。東京都を経由して支出される平成20年度国の第2次補正のうち、雇用創出に伴うもので、歳出の健康増進スポーツ普及事業委託料に充当いたします。安定的雇用機会の創出に対するふるさと雇用再生特別補助金300万円の追加、及び歳出の歴史的民俗文化資料整備委託料に充当いたします。一時的雇用機会の創出に対する緊急雇用創出事業臨時特例補助金200万円の追加でございます。

第3項委託金は1032万円の追加で、児童生徒の不登校の防止、あるいは小学校における教育相談機能の充実を図るための学校適応指導員活用事業調査研究費の追加に伴う学校適応指導員活用事業委託金の追加でございます。

第20款諸収入第4項雑入は、76万8000円の追加でございます。これは、市税等の滞納者が消費者金融に支払いした過払い金差し押さえにかかる取立訴訟について、過払い金のうち、裁判費用に充当いたします。市税等滞納処分費の追加でございます。

続きまして、3ページの歳出について説明申し上げます。第2款総務費第2項徴税費は76万8000円の追加で、歳入の諸収入で説明いたしました過払い金差し押さえにかかる取立訴訟に伴う裁判費用の追加でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、246万円の追加でございます。内容といたしまして、利用者負担の軽減措置を図る障害者自立支援法の制度改正に伴う障害福祉

システム改良委託料199万5000円の追加、及びゲートボール場として借上げしておりました土地の返還に伴う加美平ゲートボール場撤去工事46万5000円の追加でございます。

第10款教育費、第1項教育総務費は、1032万円の追加でございます。これは、児童、生徒の不登校の防止及び学校生活の適応支援、並びに小学校における保護者との連携などを行う教育相談機能の充実を図るための学校適応指導員活用事業調査研究費の追加でございます。第5項社会教育費は、200万円の追加でございます。都補助金の緊急雇用創出事業臨時特例補助金を活用しまして、寄贈をいただきました民具、農機具約1500点の調査、整理のため、歴史的民俗文化資料整備委託料200万円の追加でございます。第6項保健体育費は、300万円の追加でございます。都補助金のふるさと雇用再生特別補助金を活用しての健康増進、スポーツ普及事業の企画立案、地域等での指導、普及を行う健康増進スポーツ普及事業委託料の追加でございます。NPO法人、福生市体育協会に事業を委託しようとするものでございます。

第13款予備費につきましては、財源調整による246万円の減額でございます。

一般会計の補正内容は以上でございます。補正額の合計1608万8000円の追加によりまして、総額203億7008万8000円といたそうとするものでございます。

以上、議案第43号、平成21年度福生市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○20番（小野沢久君） 15ページの民生費の関係で、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

老人福祉費の工事請負費の中で、ゲートボール場の関係が載っておりますが、これはいつ借りて、どのくらいの利用がなされてきたのか。それと、固定資産税の減免の対象になっているのではないかと思うんですが、その額はどのくらいになりますか。お願いをいたします。いま、わからなければ委員会でも結構ですけれども、わかる範疇でお願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） 加美平ゲートボール場の御質問でございますけれども、このゲートボール場につきましては、土地所有者の方から、昭和59年からお借りをしているものでございます。無償ということで、今日に至っておるところでございます。

そして、固定資産税等の減免ということでございますが、減免がされております。金額は、概算でございますが、60万円程度ということで御理解をいただければと思います。以上でございます。

○議長（大野聰君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、総務文教、市民厚生の2常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第12、議案第44号、訴えの提起について、及び日程第13、議案第45号、訴えの提起についての2件を一括して議題といたします。

本件について提案理由の説明を願います。

（市民部長 野島保代君登壇）

○市民部長（野島保代君） 御指名をいただきましたので、議案第44号及び議案第45号、訴えの提起につきまして、一括して提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、市税滞納処分として差し押さえた過払い金に係る取立訴訟を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本会議資料として、訴訟事案概要書を御配付しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。（6月2日配付の本会議資料参照）

貸金業者に対する過払い金につきましては、消費者金融等の貸金業者から借金をした際、出資法の上限金利と利息制限法での適用金利との間のグレーゾーン金利で利息を支払っている場合に生ずるもので、余分に払い過ぎた利息ということになります。平成18年には、最高裁におきまして利息制限法での適用金利を超えた利息部分については、過払いとの判断がなされ、この判例に基づき幾つかの自治体におきましては、市税等滞納者の過払い金の返還請求権を差し押さえ、当該貸金業者への返還訴訟を提起しているところでございます。

当市におきましても、滞納者との納税相談の中で、そのような状況が判明した場合には、返還請求権の差し押さえを行い、貸金業者側と折衝を進めております。円満に返還された場合は、市税等の滞納分に充当いたすこととなりますが、返還に応じない場合もあり、今回、訴えの提起について、議会にお諮りいたすものでございます。

それでは、内容について説明申し上げます。初めに、議案第44号、訴えの提起でございますが、訴えの相手方は、東京都新宿区西新宿8丁目15番1号、株式会社武富士でございます。事件名は、差押債権取立請求事件でございます。その概要は、本会議資料にありますように、滞納市税を徴収するため、滞納者が相手方に対して有する不当利得請求権、及び年5分の割合による利息の支払い請求権を差し押さえ、その支払いを求めましたが、期限までに納付がないために、相手方に対して訴えにより支払いを求めるものでございます。

次に、訴訟の目的額は不当利得分268万2657円、及び不当利得に対する支払い日までの年5分の割合による利息でございます。事件に関する取り扱いでございま

すが、上訴、和解、その他本件処理に関する事項は、市長に一任いたそうとするものでございます。

次に、議案第45号の訴えの提起についてでございますが、訴えの相手方は、京都府京都市下京区烏丸通上る高砂町381の1、アイフル株式会社でございます。事件名は、差押債権取立請求事件でございます。概要は議案第44号で御説明した内容と同様でございます。訴訟の目的額は、不当利得分237万9049円、及び不当利得に対する支払い日までの年5分の割合による利息でございます。事件に関する取り扱いについては、上訴、和解、その他本件処理に関する事項は、市長に一任いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で、議案第44号、議案第45号の2件の提案理由の説明は終わりました。

これより本2件に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第44号及び議案第45号の2件については、総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） 午後2時10分まで休憩といたします。

午後1時53分 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第46号、福生市表彰条例に基づく自治功労表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（副市長 坂本昭君登壇）

○副市長（坂本昭君） 御指名をいただきましたので、議案第46号、福生市表彰条例に基づく自治功労表彰につきまして御説明を申し上げます。

本案件は、選挙管理委員会委員として、12年の長きにわたり市の発展に貢献をされました福生市大字熊川904番地3、樋口拓行氏を福生市表彰条例第3条第1項第3号の該当者として自治功労表彰をいたすため、議会の御議決を賜りたく御提案を申し上げた次第でございます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大野聰君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第46号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 日程第15、議案第47号、福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(副市長 坂本昭君登壇)

○副市長(坂本昭君) 御指名をいただきましたので、議案第47号、福生市表彰条例に基づく一般表彰につきまして御説明を申し上げます。

本案件は、福生市表彰条例第4条第1号に該当いたしますものが15件、同条第3号に該当いたしますものが1件でございまして、福生市表彰審査委員会の審査を経て、一般表彰いたすため、議会の御議決を賜りたく御提案を申し上げた次第でございます。

それでは、順次御説明をいたします。初めに、福生市表彰条例第4条第1号といたしまして、副市長として多年にわたり市の行政に貢献されました福生市志茂56番地1、高橋保雄氏。

次に、選挙管理委員会委員として多年にわたり市の行政に貢献をされました福生市大字福生1747番地2、中里美恵氏。

次に、固定資産評価審査委員会委員として多年にわたり市の行政に貢献をされました福生市大字熊川938番地11、三澤敏雄氏。同じく青梅市新町3丁目59番地の8、川村英通氏。

次に、町会長等として、多年にわたり市の行政に貢献をされました福生市大字熊川1058番地、高橋勉氏。同じく福生市大字熊川492番地、小林尚司氏。同じく福生市大字熊川1358番地4、森井常貴氏。

次に、社会教育委員として、多年にわたり市の行政に貢献をされました福生市大字熊川376番地、清水雅則氏。

次に、公民館運営審議会委員として、多年にわたり市の行政に貢献をされました福生市大字福生2263番地8、田中加代氏。

次に、学校薬剤師として、多年にわたり市の行政に貢献をされました福生市大字熊川 1 3 9 6 番地、清水博氏。

次に、予防接種健康被害調査委員会委員として、多年にわたり市の行政に貢献をされました福生市大字熊川 4 5 2 番地、渡邊良友氏。

次に、交通安全推進委員会委員として、多年にわたり市の行政に貢献をされました福生市志茂 1 0 6 番地、中森直明氏。

次に、町会長、国民健康保険運営協議会委員、学校給食センター運営審議会委員及び消防団員として、多年にわたり市の行政に貢献をされました福生市志茂 2 0 番地、村野和男氏。

次に、町会長、廃棄物減量等推進員及び消防団員として、多年にわたり市の行政に貢献をされました福生市本町 1 2 8 番地、細谷良暉氏。

次に、消防団員として、多年にわたり消防行政に貢献をされた方で、現在もなお御活躍をされております福生市大字熊川 9 9 0 番地 1、エスポワール玉川 2 0 1 号室、太田泰之氏。

次に、表彰条例第 4 条第 3 号に該当いたすものでございまして、福生市加美平 2 丁目 1 5 番地 1、野澤久人氏でございますが、市行政の重要性を深く認識され、市庁舎内の展示品として陶器及び絵画を寄附した行為に対しまして、表彰しようとするものでございます。

以上、福生市表彰条例第 4 条第 1 号及び第 3 号の該当者として一般表彰いたすため、議会の御議決を賜りたく御提案を申し上げた次第でございます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大野聰君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 4 7 号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 4 7 号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第 4 7 号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 4 7 号は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第16、陳情第21－5号、福生市議会議場に日の丸の掲揚しないことを求める陳情書を議題といたします。

陳情第21－5号については、総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため明6日から18日までの13日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、明6日から18日までの13日間休会とすること決定をいたしました。

なお、次回本会議は6月19日午前10時より開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時19分 散会